

令和5年度から令和7年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業) 交付規程

令和5年5月11日 GEC 第013264号
改正 令和5年8月4日 GEC 第014224号
公益財団法人地球環境センター

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(二国間クレジット制度資金支援事業)交付要綱(平成28年4月1日付け環地温発第16040125号(以下「交付要綱」という。))及び二国間クレジット制度資金支援事業実施要領(平成28年4月1日付け環地温発第16040126号。以下「実施要領」という。)の規定(以下「法令等」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、公益財団法人地球環境センター(以下「センター」という。)が行う間接補助金(以下「補助金」という。)を交付する事業の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的(二国間クレジット制度(以下「JCM」という。))を通じたプロジェクト化の実績がない先進的な脱炭素技術(再生可能エネルギー由来水素等)の導入を促進することにより、もってJCMを通じた我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成に資すること)の達成に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、国際コンソーシアム(第3項に定める日本法人と外国法人等により構成され、事業を効果的かつ効率的に実施する組織)が実施する実施要領第3の(1)に規定する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第2欄においてセンターが認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、環境大臣(以下「大臣」という。)からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙(第3条関係)の2に規定する者とする。

3 申請は、国際コンソーシアムの構成員が共同で行うものとし、その代表者となる日本法人を補助金の交付の対象者とする。また、この場合において、当該代表者を代表事業

者、それ以外の事業者を共同事業者という。代表事業者は、補助事業の実施に係る全ての責を負うとともに、補助事業に係る経理その他の事務及び温室効果ガス排出削減量の測定・報告・検証（以下「MRV」という。）についても、責任を負うこと。

- 4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等については、交付の対象としない。
- 5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙に定めるとおりとする。

（交付額の算定方法）

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。ただし、平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄付については、総事業費から控除せず算出することができる。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
 - 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額に、別表第1の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（代表事業者を指す。以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書をセンターに提出しなければならない。

（変更交付申請）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書をセンターに提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 センターは、第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は

交付の決定の内容を変更すべきものと認めるときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。この場合において、センターは、適切な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定又は変更交付決定を行うことができるものとする。

- 2 第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 センターは、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。
- 4 センターは、第1項の通知に際して次条に定める条件のほか、必要な条件を付すことができる。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
 - ア 別表第2の第1欄に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書をセンターに提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書をセンターに提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、センターの要求があったときは

速やかに様式第 8 による遂行状況報告書をセンターに提出しなければならない。

七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なくセンターに報告しなければならない。

八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後 5 年間、センターの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

九 センターは、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 9 による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかにセンターに報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

十一 センターは、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十二 センターは、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額をセンターに納付させることができる。

この時の収益納付額は、補助事業をすべて終了した年度以降の 3 年間について、以下の算出式により算出した額とする。

$$\text{収益納付額} = (A - B) \times C / D - E$$

A：収益額（補助事業により取得した産業財産権等の譲渡、実施権の設定による収益のうち補助事業が寄与した部分の相当額から関係経費等を差し引いた額の各年度の累計）

B：控除額（補助事業に要した経費のうち自己負担額）

C：補助金確定額

D：補助事業に係る支出額（補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計）

E：納付額（前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額）

（注 1）相当の収益が生じた場合とは、収益額－控除額＞0 の場合とする。

（注 2）収益額の計算に当たっては、産業財産権等に対する補助事業の寄与が

一部である場合には、公正妥当な寄与率を収益に乗じることとする。

(注3) 関係経費等には、当該産業財産権等に係る分として厳格に区分経理できる場合に限り、必要に応じて当該産業財産権等に係る管理費等を含むことができる。

(注4) 補助事業が複数年度に亘る場合は、補助対象経費、補助金確定額、補助事業に要した経費は各年度の累計とする。

十三 代表事業者及び共同事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

十四 代表事業者及び共同事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、センターの承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、センターが定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条各項の規定により、法務省令で定める利率により計算した延滞金を徴するものとする。

十五 補助事業者は、補助目的の達成のために必要となる取得財産等の譲渡を共同事業者に行い、当該共同事業者が取得財産等の使用を開始する場合には、様式第11による財産譲渡報告書により、あらかじめセンターに報告しなければならない。補助事業者は、取得財産等を共同事業者に譲渡する場合であっても、当該譲渡後も補助金の目的に反する使用がなされないよう自らの責任の下で管理しなければならない。

十六 補助事業者は、第十四号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行ってはならない。

十七 補助事業者は、補助金の交付の目的に従って、補助事業の完了後においても、温室効果ガス排出削減効果に関する目標を達成するものとする。ただし、やむを得ず達成できない場合には様式16による事業報告書にその理由を付記して報告しなければならない。

十八 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する「エネルギー起源 CO2 排出削減技術評価・検証事業」において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければならない。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもってセンターに交付申請の取下げを申し出なければならない。

（補助事業の遂行の命令等）

第10条 センターは、第8条第六号の規定による報告書及び第2項規定による報告書並びに職員の立入検査等の結果に基づき、補助事業が法令等、本規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

- 2 大臣又はセンターは、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- 3 第1項の指導後も補助事業の遂行に改善が見られない場合、センターは補助事業者に対し補助事業の廃止の手続きを開始することを通知することができる。

（実績報告書）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに様式第12による完了実績報告書をセンターに提出しなければならない。

- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間）が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第13による年度終了実績報告書をセンターに提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第12条 センターは、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、

様式第14による交付額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。なお、センターが現地調査等を行う場合は、補助事業者はこれに協力するものとする。

- 2 センターは、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(是正のための措置)

第13条 センターは、第11条第1項及び第2項の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して命ずることができる。

(補助金の支払)

第14条 補助金は、第12条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、センターが必要と認める場合においては、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第15による精算（概算）払請求書をセンターに提出しなければならない。

(交付決定の解除等)

第15条 センターは、第8条第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合、第10条第3項の通知が行われた場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を解除することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づくセンターの指示等に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 2 センターは、前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

(事業報告書の提出)

第16条 補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びそ

の後の2年間（ただし、設備補助事業（二国間クレジット制度資金支援事業実施要領第2条に定められた設備補助事業。以下、「設備補助事業」という。）に採択された場合はその年度まで）について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（初年度は、補助事業を完了した日から翌年度3月末までの期間）の設備補助事業の実施見通し、導入技術の普及状況について、様式第16による事業報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

（各国の固定価格買取制度（FIT:Feed in Tariff）との併用について）

第17条 補助事業者が事業を実施しようとする国において、固定価格買取制度（電力買取補償制度）が既に施行され補助事業に適用される場合、当該国政府と日本国政府間協議を踏まえ、補助金交付の可否を決定する。補助金交付が決定された場合、当該国の固定価格買取制度に設備設置費用が含まれている場合、当該部分を減額する場合がある。

（補助事業者によるJCMプロジェクトの温室効果ガス排出削減量の測定・報告・検証の実施、プロジェクトの登録及びクレジットの納入）

第18条 補助事業者は、設備が稼働してから実証期間が終了するまでの期間について（ただし、二国間文書が有効な期間内に限る。）、二国間クレジット制度（以下「JCM」という。）の合同委員会で承認された又は承認されることを前提としたMRV方法論により、実際に温室効果ガス排出削減量を測定・報告しなければならない。また、JCMに関する二国間文書に署名している国において、原則、補助事業についてJCMプロジェクトの登録申請（第三者機関による妥当性確認の実施を含む。）及び当該登録申請と同時に又はその後にクレジット発行の申請（第三者機関による検証の実施を含む。）を行わなければならない。JCMプロジェクトの登録申請は、原則として設備が稼働した日から1年以内を目途に行うこととする。また、クレジットの発行申請については、設備が稼働してから実証期間が終了するまでの期間を対象として行うこととし（ただし、二国間文書が有効な期間内に限る。）、原則としてJCMプロジェクトとして登録されてから1年以内に行わなければならない。

- 2 補助事業者は、設備が稼働してから実証期間が終了するまでの期間の温室効果ガス排出削減量についてクレジットの発行を目指し、クレジットが発行された場合、当該クレジットの環境省が定める割合を日本国政府の口座に納入しなければならない。
- 3 前2項の手続等については、環境省の定めるところによるものとする。

（電磁的方法による申請）

第19条 申請者又は補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく変更交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第8条第三号の規定に基づく計画変更の申請、第8条第四号の規定に基づく中止又は廃止の申請、第8条第五号の規定に基づく事業遅延の報告、第8条第六号の規定に基づく状況報告、第8条第十号の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第8条第十四号の規定に基づ

く財産の処分の承認申請、第11条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、又は第14条第2項の規定に基づく支払請求（以下「交付申請等」という。）については、電磁的方法（適正化法第26条の3の規定に準じてセンターが定めるものをいう。以下、同じ。）により行うことができる。

2 センターは、前項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電磁的方法により行うことができる。

3 センター、申請者及び補助事業者は、原則として、前2項に定めるとおり電磁的方法により交付申請等を行うこととするが、電磁的方法によることが行いうることができないとき又は電磁的記録（適正化法第26条の2の規定に準じてセンターが定めるものをいう。以下、同じ。）を提出できないときは、交付規程に定める様式による書面の提出又はセンターが定める方法で手続きを行うことができる。

（秘密の保持）

第20条 センターは、申請者及び補助事業者がこの規程に従ってセンターに提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

（その他）

第21条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、センターが別に定める。

附 則

1 この規程は、令和5年5月11日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和5年8月4日から施行する。

別表第1

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 基準額	4. 補助率
<p>新たな脱炭素技術（再生可能エネルギー由来水素等）の導入を促進する実証事業</p>	<p>事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費でセンターが承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）</p>	<p>センターが必要と認められた額</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額以下を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(ア) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の場合 3分の2</p> <p>(イ) ア 以外の者で採択時の単年度当たりの事業費※が1億円超の場合 2分の1</p> <p>(ウ) ア 以外の者で採択時の単年度当たりの事業費※が1億円以下の場合 3分の1</p> <p>※単年度当たりの事業費の算出について 単年度当たりの事業費は次により算出する。ただし、事業費の対象は補助対象経費に限る。</p> <p>複数年度計画の場合 複数年計画全体の事業費 ÷ 計画年度 = 単年度当たりの事業費</p>

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>① 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、</p> <p>② 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、</p> <p>③ 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>② 準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>④ 技術管理に要する費用、</p> <p>⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用</p>

		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器（モニタリング機器を含む）の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保

険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。

事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。

号	区分	率
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%
3	1億円を超える金額に対して	4.5%

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

別紙（第3条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

1 対象事業の要件

本補助事業においては、二国間クレジット制度資金支援事業実施要領（平成28年4月1日付け環地温発第16040126号。）第2（4）に規定する事業（再エネ由来水素等のJCMプロジェクト化の実績がない先進的な脱炭素技術の導入を促進する実証事業）であって、次に掲げる要件を全て満たす事業を対象とします。

- ① 対象国でJCMの実績が無く、対象国での普及展開が期待される技術であること（対象国の国家戦略に位置付けられている等）
- ② 対象とする脱炭素技術が、下記の要件を全て満たすものであること。
 - ア) エネルギー起源 CO₂ の排出を削減するものであること。CO₂ 以外の温室効果ガスのみを削減する技術や、エネルギー起源であることが明確でない CO₂ の吸収や固定（大気中の CO₂ の吸収等）に関する技術ではないこと。
 - イ) 主要な要素となる技術について、研究段階ではなく、国内外で実証されたものであること。
- ③ 3年度以内で完了できる計画であること。
- ④ 対象とする脱炭素技術の普及を図るパートナー国が下記のいずれかに該当すること。

令和5年7月6日現在、JCMを構築している国（モンゴル・バングラデシュ・エチオピア・ケニア・モルディブ・ベトナム・ラオス・インドネシア・コスタリカ・パラオ・カンボジア・メキシコ・サウジアラビア・チリ・ミャンマー・タイ・フィリピン・セネガル・チュニジア・アゼルバイジャン、モルドバ、ジョージア、スリランカ、ウズベキスタン、パプアニューギニア、アラブ首長国連邦及びキルギスの計27か国。）

尚、本事業の実施期間中に新たにJCMが構築された国も含めます。

- ⑤ パートナー国において、技術導入の基盤である現地人材の能力向上等に貢献し、パートナー国内での当該製品・技術等の持続的な市場創造につながると認められること。
- ⑥ 脱炭素インフライニシアティブ（令和3年6月、環境省策定）、「地球温暖化対策計画（令和3年10月、閣議決定）」、「環境省 COP26 後の6条実施方針（令和3年11月、環境省発表）」等に沿っているものであること。
- ⑦ 持続可能な開発（SDGs:Sustainable Development Goals）の実現へ寄与しているものであること。また、センター公開のジェンダー・ガイドラインに沿っているか

https://gec.jp/jcm/jp/kobo/r02/mp/jcmsbsdR2_gender.pdf

※2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標

- ⑧ 「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）（令和2年10月、ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議策定）（以下 URL 参照）に沿って、企業が自らの責任の下、最善の人権対応（人権デューデリジェンスのプロセス導入、ステークホルダーとの対話等）に取り組んでいるものであること。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100104121.pdf>

また、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和 4年9月、ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議策定)(以下 URL 参照)に沿って、企業が自らの責任の下、サプライチェーン等における最善の人権対応(人権デューデリジェンスのプロセス導入、ステークホルダーとの対話等)に取り組んでいるものであること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

- ⑨ JICA、政府系金融機関等の出資・融資を受ける事業と連携して事業を行う場合、補助事業の対象範囲(補助金が直接使用される部分に限る)と、ODA(政府開発援助)に該当する出資・融資を受ける事業の対象範囲を区分できるものであること。
- ⑩ 本事業の補助により導入する設備等について、日本国からの他の補助金(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第2条第1項に規定する「補助金等」及び同条第4項に規定する「間接補助金等」をいう。)を受けていないこと。

なお、日本国内外での事業実施においては、当該国・地域の法令等を遵守し、適切に補助事業を遂行すること。

2 補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 民間企業(外国の企業が会社法(平成17年法律第86号)に基づき設立する日本法人を含む)
- (2) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- (3) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (4) その他環境大臣の承認を経てセンターが認める者

3 維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第8条第十三号、第十四号及び第十五号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

4 温室効果ガス排出削減効果の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、この規程及びセンターの求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

交付規程様式等

様式第1 交付申請書（第5条関係）

別紙1 実施計画書

別紙2 経費内訳

様式第2 変更交付申請書（第6条関係）

様式第3 交付決定通知書（第7条関係）

様式第4 変更交付決定通知書（第7条関係）

様式第5 計画変更承認申請書（第8条関係）

様式第6 中止（廃止）承認申請書（第8条関係）

様式第7 遅延報告書（第8条関係）

様式第8 遂行状況報告書（第8条関係）

様式第9 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第8条関係）

様式第10 取得財産等管理台帳（第8条関係）

様式第11 財産譲渡報告書（第8条関係）

様式第12 完了実績報告書（第11条関係）

別紙1 実施報告書

別紙2 経費所要額精算調書

様式第13 年度終了実績報告書（第11条関係）

様式第14 交付額確定通知書（第12条関係）

様式第15 精算（概算）払請求書（第14条関係）

様式第16 事業報告書（第16条関係）

公益財団法人地球環境センター
理事長 鈴木 直 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和5年度から令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業）
交付申請書

令和5年度から令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第5条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

また、交付申請にあたり公募要領別添1に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

記

1 国名及び事業名

2 補助事業の目的及び内容

別紙1 実施計画書のとおり

3 補助金交付申請額(合計のみ千円未満切捨)	金	円
（うち消費税及び地方消費税相当額	金	円)
(内訳)		
2023年度補助金交付申請額	金	円
（うち消費税及び地方消費税相当額	金	円)
2024年度補助金交付申請額	金	円
（うち消費税及び地方消費税相当額	金	円)
2025年度補助金交付申請額	金	円
（うち消費税及び地方消費税相当額	金	円)

- 4 補助事業に要する経費
別紙 2 経費内訳のとおり
- 5 補助事業の開始及び完了予定年月日
交付決定の日 ~ 20〇〇年 月 日
- 6 その他参考資料
- 7 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)

以 上

- 注1 交付規程第 3 条第 2 項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。
- 2 「6 その他参考資料」として、申請者は、申請者の組織概要、経理状況説明書（直近の 3 決算期に関する貸借対照表及び損益計算書（申請時に、法人の設立から 1 会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から 2 会計年度を経過し、かつ、3 会計年度を経過していない場合には、直近の 2 決算期に関する貸借対照表及び損益計算書））及び定款（申請者が個人企業の場合は、印鑑証明書の原本及び住民票の原本（いずれも発行後 3 ヶ月以内のもの））を添付すること（申請者が、法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可等を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合は、設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人の事業計画及び収支予算の案並びに定款の案を添付すること。ただし、これらの案が作成されていない場合には、添付を要しない。）。
 - 3 別紙 1 又は別紙 2 において事業ごとに求めている設備等のシステム図・配置図・仕様書、補助事業に関する見積書・各種計算書、法律に基づく登録に係る通知の写し等を添付すること。
 - 4 別紙 2(8)については、中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者の場合は補助率 2/3、中小企業者以外の者の場合は補助率 1/2 または補助率 1/3 を使用すること。
※交付申請前にすでに提出されている書類については添付を省略して差し支えない。

別紙 1

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業）
実施計画書

国名及び事業名	和文名： 英文名：		
代表事業者名	和文名： 英文名：		
代表事業者 の連絡先	氏名（責任者）	部署名・役職名	所在地
	電話番号	E-mail アドレス	〒
	氏名（窓口）	部署名・役職名	
	電話番号	E-mail アドレス	〒
	共同事業者名①		
共同事業者 の連絡先	氏名（責任者）	部署名・役職名	所在地
	電話番号	E-mail アドレス	
共同事業者名②			
共同事業者 の連絡先	氏名（責任者）	部署名・役職名	所在地
	電話番号	E-mail アドレス	
事業の主たる実施 場所（所在地）			
< 1. 事業の目的・概要・経緯 >			
(1) 事業目的			
(2) 事業概要			
(3) 事業経緯（事業の成り立ち、背景等）			
< 2. 事業者の概要 >			
(1) 代表事業者の概要（代表事業者名）			
1) 設立年月：			
2) 事業内容：			
3) 従業員数：			
4) 直近3期分の経理状況（単位：百万円、%、倍）			
貸借対照表			

	純資産	現預金	自己資本比率	流動比率
年 月				
年 月				
年 月				

損益計算書・キャッシュフロー計算書

	売上高	当期純利益	営業利益成長率	有利子負債/営業キャッシュフロー倍率
年 月				
年 月				
年 月				

(2) 代表事業者の脱炭素化に資する環境対策への取組

1) 過去・将来における脱炭素化に向けての取組：

2) 類似事業の実績：

3) JCM 関連業務の実績：

(3) 共同事業者の概要 (共同事業者名)

1) 設立年月：

2) 事業内容：

3) 従業員数：

4) 直近3期分の経理状況 (単位：百万円、%、倍)

貸借対照表

	純資産	現預金	自己資本比率	流動比率
年 月				
年 月				
年 月				

損益計算書・キャッシュフロー計算書

	売上高	当期純利益	営業利益成長率	有利子負債/営業キャッシュフロー倍率
年 月				
年 月				
年 月				

5) 日本企業の現地法人に該当するか：

< 3. 申請する事業の計画 >

(1) 導入する先進的な脱炭素技術の内容

【対象国でのJCMの実績が無いことの確認、NDC含む国家戦略等との合致度】

【技術の概要及び国内外における実証結果】

【対象とする国におけるJCM事業化・普及の見込み】

(2) 実証する目的、課題、実証項目、その実証方法の詳細

(3) CO₂及びGHG排出削減の仕組み（リファレンスとの違い）、実証期間中の方法論開発に関する計画

(4) 事業実施サイトの土地確保の状況及び予定

(5) 事業実施の前提となる許認可取得と関連契約等の締結状況及び予定

(6) 事業の実施体制と役割分担

(7) 国際コンソーシアム協定の締結に関する状況

(8) 導入設備の運営維持管理体制及びモニタリングの実施体制

(9) 事業に対する代表事業者および共同事業者の意思決定状況

< 4. 申請する事業の資金計画 >

(1) 事業の資金計画

1) 資金調達先・支出割合

2) 各資金調達先（自己資金の場合を含む）の意志決定状況

3) JICA、政府系金融機関等の出資・融資を受ける事業との連携の有無と協議状況

4) 他の補助金との関係

< 5. 事業の性格 >

(1) 事業の公益性ならびに環境・社会経済への影響

(2) 持続可能な開発やSDGs への貢献 (ジェンダー・ガイドラインについても参照の上、記載すること)

< 参照リンク >

・ JCM 設備補助事業ジェンダー・ガイドライン :

https://www.env.go.jp/earth/Gender_Equality_Guidelines%28JP%29.pdf

(3) 人権デュー・ディリジェンスの対応等 (「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025) 」 (令和2年10月ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議策定) を確認の上、対応を講じた場合、以下をチェックすること。)

- 「 「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025) 」を踏まえ、本事業の実施において、人権デュー・ディリジェンスのプロセスを導入すること、サプライチェーンにおけるものを含むステークホルダーとの対話を行う等の適切な対応を講じている

< 6. 補助対象経費に含まれる設備・機器、工事などの調達 >

(1) 補助対象経費に含まれる設備・機器等の中に、補助対象事業者自身から調達するものが

① 含まれる

・ 該当する設備・機器の名称 :

()

② 含まれない

(2) 国際コンソーシアム構成員からの製品等の調達

設備1 : [] 調達先 []

設備2 : [] 調達先 []

工事1 : [] 調達先 []

< 7. JCM 事業化時の実施計画 >

(1) 事業化時の事業プラン (原料調達、製造、販売、運転、MRV 含めての計画)

(2) 選定するパートナー

(3) 事業体制 (上記(1)を実現するための体制)

(4) 事業化に必要な土地及び許認可の取得計画

(5) 経済性 (原料調達、製造・販売計画を踏まえての利益計画及びIRR)

1) 補助事業に関する資金回収・利益の見通し

- 2) 投資回収年数(補助金なし) 年
- 3) 投資回収年数(補助金あり) 年
- 4) 内部収益率(補助金なし) %
- 5) 内部収益率(補助金あり) %

(6) 事業化に必要な資金額とその調達計画

(7) 運転、保守、MRV の体制

(8) 事業化スケジュール

(9) 事業実施にあたり想定される課題、リスクとその対処方法

(10) JCM 設備補助事業や民間 JCM 等への申請見込

< 8. 実証期間中の GHG 排出削減効果 >

(1) GHG 排出削減量算出の基本的な考え方

(2) 実証期間中のエネルギー起源二酸化炭素 (CO2) 及び温室効果ガス (GHG) の排出削減量

- ① CO2 排出削減量 : _____ [tCO2]
- ② GHG 排出削減量 : _____ [tCO2]

(3) CO2 削減効果の算定根拠

令和5年度～令和7年度 JCM 設備補助事業の排出削減量算定ファイル (01～17)
(<https://gec.jp/jcm/jp/kobo/mp230406/>) を使用する。

< 9. JCM 事業化時の GHG 排出削減効果 >

(1) GHG 排出削減量算出の基本的な考え方

(2) 事業化時のエネルギー起源二酸化炭素 (CO2) 及び温室効果ガス (GHG) の排出削減総量

- ① CO2 年間排出削減量 : _____ [tCO2/年]
- ② GHG 年間排出削減量 : _____ [tCO2/年]
- ③ CO2 排出削減総量 : _____ [tCO2] = ① × 法定耐用年数 [年]
- ④ GHG 排出削減総量 : _____ [tCO2] = ② × 法定耐用年数 [年]

(3) 事業化時の CO2 及び GHG の排出削減総量に係る費用対効果

- ⑤ CO2 削減費用対効果 :
_____ [円/tCO2] = 事業化時の補助金所要額 [円] ÷ CO2 排出削減総量 [tCO2]
- ⑥ GHG 削減費用対効果 :
_____ [円/tCO2] = 事業化時の補助金所要額 [円] ÷ GHG 排出削減総量 [tCO2]

(4) CO2 削減効果の算定根拠

令和5年度～令和7年度 JCM 設備補助事業の排出削減量算定ファイル (01～17)

(<https://gec.jp/jcm/jp/kobo/mp230406/>) を使用する。

- 法定耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和40年大蔵省令第15号) を適用。

附則別表	種類	細目	耐用年数
別表〇			〇年

< 10. 申請する事業の実施スケジュール >

- ・
- ・
- ・

詳細は別途作成の事業実施スケジュール参照。

注1 本計画書に、設備のシステム図・配置図・仕様書、記入内容の根拠資料等を添付する。

注2 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

別紙2

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度資金支援事業のうち
水素等新技术導入事業）に要する経費内訳

国名及び事業名 _____

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費支出 予定額		
	円	円	円	円		
	(5) 内示通知の 基準額 (補助基本額)	(6) 選定額 (4) と (5) を比較し て少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較 して少ない方の額	(8) 補助金の額 (7) × (補助率) ※千円未満切捨て		
	円	円	円	円		
補助対象経費支出予定額内訳						
経費区分・費目	金額 (円)				積算内訳	参照 資料
	1年目	2年目	3年目	合計		
(記載例)						
工事費	○○○	○○	○○	○○○		
本工事費	○○	○○	○			
材料費	○○	○○	○			
付帯工事費	○	○○	○○			
設備費		○	○			
業務費		○○	○			
労務費・賃金		○				
旅費						
委託費						
事務費						
小計 (補助対象経費支出予定額)						
補助金交付申請額 (補助金所要額)					備考	
	1年目	2年目	3年目	合計		
(5) 内示通知の基準額 (補助基本額)						
(7) 補助基本額						
補助金の額 (千円未満切捨前) (補助基本額 × 補助率)						
(8) 補助金の額 (合計のみ千円未満切捨)						

注1 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

注2 (8) 補助金の額は、(7) 補助基本額に補助率を乗じて千円未満の端数を切り捨てた額とする。補助率については該当する補助率を記載すること。

様式第 2 (第 6 条関係)

20〇〇年 月 日

公益財団法人地球環境センター
理 事 長 鈴木 直 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 5 年度から令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業)
変更交付申請書

20〇〇年 月 日付け GEC 第 号で交付決定の通知を受けた令和 5 年度から令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業) を下記のとおり変更したいので、令和 5 年度から令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業) 交付規程 (以下「交付規程」という。) 第 6 条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和 30 年政令第 255 号) 及び交付規程の定めるところに従います。

記

1 国名及び事業名 (変更がある場合は変更前の事業名)

2 補助金の額 (合計のみ千円未満切捨)

	(金	円)
	金	円
(うち消費税及び地方消費税相当額	金	円)
(内訳)		
2023 年度補助金交付申請額	(金	円)
	金	円
2024 年度補助金交付申請額	(金	円)
	金	円
2025 年度補助金交付申請額	(金	円)
	金	円

3 変更内容

4 変更理由

(注) 具体的に記載する。

5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)

以 上

注1 交付規程第3条第2項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

2 2の金額欄の上部に()書きで当初交付決定額を記載する。

3 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の額を上段に()書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

令和5年度から令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業）
交付決定通知書

補助事業者 殿

20〇〇年 月 日付け GEC 第 号で交付申請のあった令和5年度から令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業）については、令和5年度から令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業）交付規程（20 年 月 日 GEC 第 号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

20 年 月 日

公益財団法人地球環境センター 理事長 鈴木 直

記

- 1 国名及び事業名
- 2 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、20 年 月 日付け交付申請書のとおりである。
- 3 補助基本額及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

補助基本額	金	円	補助金の額	金	円	
2023年度	補助基本額	金	円	補助金の額	金	円
2024年度	補助基本額	金	円	補助金の額	金	円
2025年度	補助基本額	金	円	補助金の額	金	円
- 4 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、20 年 月 日付け交付申請書記載のとおりである。
- 5 交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 6 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度資金支援事業）交付要綱（平成28年4月1日付け環地温発第16040125号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度資金支援事業）実施要領（平成28年4月1日付け環地温発第16040126号）及び交付規程に従わなければならない。
- 7 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の通知の日から15日以内とする。

8 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

9 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

以 上

様式第 4 (第 7 条関係)

番 号

令和 5 年度から令和 7 年度度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業)
変更交付決定通知書

補助事業者 殿

20〇〇年 月 日付け GEC 第 号で交付申請のあった令和 5 年度から令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業) については、令和 5 年度から令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業) 交付規程 (20 年 月 日 GEC 第 号以下「交付規程」という。) 第 7 条第 1 項の規定により、20 年 月 日付け GEC 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

20 年 月 日

公益財団法人地球環境センター 理事長 鈴木 直

記

- 1 国名及び事業名
- 2 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、20 年 月 日付け変更交付申請書変更交付申請書のとおりである。
- 3 変更後の補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助基本額 金	円	変更前補助金の額 金	円
変更後補助基本額 金	円	変更後補助金の額 金	円
増 減 額 金	円	増 減 額 金	円

変更後の補助基本額及び補助金の額			
2023 年度	補助基本額 金	円	補助金の額 金 円
2024 年度	補助基本額 金	円	補助金の額 金 円
2025 年度	補助基本額 金	円	補助金の額 金 円
- 4 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、20 年 月 日付け変更交付申請書記載のとおりである。
- 5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和 30 年政令第 255 号)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (二国間クレジット制度資金支援事業) 交付要綱 (平成 28 年 4 月 1 日付け環地温発第 16040125 号)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (二国間クレジット制度資金支援事業) 実施要領 (平成 28 年 4 月 1 日付け環地温発第 16040126 号) 及び交付規程に従わなければならない。
- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の通知の日から 15 日以内とする。

7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第5条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

8 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

以 上

様式第 5 (第 8 条関係)

20〇〇年 月 日

公益財団法人地球環境センター
理 事 長 鈴木 直 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 5 年度から令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業)
計画変更承認申請書

20〇〇年 月 日付け GEC 第 号で交付決定の通知を受けた令和 5 年度から令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業)の計画を下記のとおり変更したいので、令和 5 年度から令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業)交付規程(以下「交付規程」という。)第 8 条第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、計画変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 国名及び事業名
- 2 変更の内容
- 3 変更を必要とする理由
- 4 変更が補助事業に及ぼす影響
- 5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

以 上

- 注1 交付規程第3条第2項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
- 2 事業の内容を変更する場合にあつては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載して添付すること。
 - 3 経費の配分を変更する場合にあつては、様式第1の別紙2に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

20〇〇年 月 日

公益財団法人地球環境センター
理事長 鈴木 直 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和5年度から令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業）
中止（廃止）承認申請書

20〇〇年 月 日付けGEC第 号で交付決定の通知を受けた令和5年度から令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業）を下記のとおり中止（廃止）したいので、令和5年度から令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 国名及び事業名
- 2 中止（廃止）を必要とする理由
- 3 中止（廃止）の予定年月日 20〇〇年 月 日
- 4 中止（廃止）までに実施した事業内容
- 5 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 6 中止（廃止）後の措置
- 7 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

以 上

注1 交付規程第3条第2項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

2 中止（廃止）までに実施した事業の内容については、様式第12の完了実績報告書を添付するとともに、様式第12の別紙2に交付決定額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

様式第7（第8条関係）

20〇〇年 月 日

公益財団法人地球環境センター
理事長 鈴木 直 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和5年度から令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技術導入事業）
遅延報告書

20〇〇年 月 日付け GEC 第 号で交付決定の通知を受けた令和5年度から令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技術導入事業）の遅延について、令和5年度から令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技術導入事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 国名及び事業名
- 2 遅延の原因及び内容
- 3 遅延に係る金額 金 円
- 4 遅延に対して採った措置
- 5 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 6 補助事業の実施予定及び完了予定年月日
遅延部分の完了予定：20 年 月 日
（補助事業の完了予定：20 年 月 日）
- 7 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

以 上

- 注1 交付規程第3条第2項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
- 2 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

様式第8（第8条関係）

20〇〇年 月 日

公益財団法人地球環境センター
理事長 鈴木 直 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和5年度から令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業）
遂行状況報告書

20〇〇年 月 日付け GEC 第 号で交付決定の通知を受けた令和5年度から令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業）の遂行状況について、令和5年度から令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

国名及び事業名

交付決定額(円)	実施額(円)	遂行状況

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

以 上

注 交付規程第3条第2項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

公益財団法人地球環境センター
理事長 鈴木 直 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和5年度から令和7年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

20〇〇年 月 日付け GEC 第 号で交付決定の通知を受けた令和5年度から令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業）について、令和5年度から令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第十号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 国名及び事業名
- 2 補助金額（交付規程第12条第1項による額の確定額）
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

以 上

注1 交付規程第4条第2項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報

告すること。

2 別紙として積算の内容を添付すること。

様式第 10(第 8 条関係)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業)
取得財産等管理台帳
(20〇〇年度)

国名及び事業名：

補助事業者名：

財産名 (備品等名)	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	設備稼働 年月日	耐用 年数	設置又は 保管場所

以上

- 注 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業）交付規程第 8 条第十四号に規定する処分制限額以上の財産とする。
- 2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。

様式第 11（第 8 条関係）

20〇〇年 月 日

公益財団法人地球環境センター
理事長 殿

補助事業 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 5 年度から令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業）
により取得した設備に係る譲渡の報告について

標記について、令和 5 年度から令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業）交付規程第 8 条第十五号に基づき、次の譲渡について報告します。

国名及び事業名：

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

1 処分の種類（該当するものに○）

（ 転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 抵当権の設定 取壊し又は廃棄 ）

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設名		④所在地	
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体		
		造	m ²	m ²	
⑨国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑩国庫補助額全体	⑪総事業費	⑫国庫補助年度	⑬処分制限期間	⑭経過期間
円	円	円	年度	年	稼働停止(予定)日までの月数： ヶ月 処分予定日までの月数： ヶ月
⑮処分の内容				⑯稼働停止(予定)年月日及び処分予定年月日	
				稼働停止(予定)： 20〇〇年 月 日 処分予定： 20〇〇年年 月 日	
⑰譲渡予定額 (譲渡の場合)	⑱評価額	⑲評価額の算出方法(いずれかに○)			
円	円	定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額			

3 経緯及び処分の理由

--

4 承認条件としての納付金（有 無）

・→無の場合（次の承認基準の第3（国庫納付に関する承認の基準）の該当項目に○）

1 地方公共団体 1. (1)→（イ（ア）、イ（イ）、イ（ウ））

2 地方公共団体以外の者 2. (1)→ イ（ア）、イ（イ）、イ（ウ）、イ（エ） ウ、エ、
オ（ア）、オ（イ）

・→有の場合（次の承認基準の第4（財産処分納付金の額）の該当項目に○）

1 地方公共団体 1. (1)ア. (ア)_a、(1)ア. (ア)_b、(1)ア. (ア)_c、
1. (2)、2、3

2 地方公共団体以外の者 1. (1)ア. (イ)_a、(1)ア. (イ)_b、(1)ア. (イ)_c、
1. (2)、2、3

5 添付資料

- ・対象施設の図面（国庫補助対象部分、面積を明記したもの）及び写真
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し（保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可）
- ・その他参考となる資料

記入要領)

1 譲渡の種類

いずれか該当するものを○で囲むこと。

譲渡：取得財産等の所有者の変更。

2 譲渡の概要

- (1) 「⑤設備種別」欄には、補助金交付額確定時の補助対象設備名又は補助事業に係る設備名を記載すること。
- (2) 「⑥建物構造」欄には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令15号）別表第1の「構造又は用途」欄及び「細目」欄又は別表第2の「設備の種類」欄及び「細目」欄のうち該当するものを記入すること。
- (3) 「⑬処分譲渡の内容」欄には、次の例のように、譲渡の内容を簡潔に記載すること。
例：○○法人○○に譲渡し、同一事業で継続。

3 経緯及び処分の理由

譲渡をするに至った経緯と理由を記載すること。

4 添付書類

- (1) 対象設備の全部を譲渡する場合には、対象設備の図面や写真は添付しなくても構わない。
- (2) 補助対象設備の建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助対象設備の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (3) その他参考となる資料については、「2 譲渡の概要」の各欄の記載事項の根拠や「3 経緯及び譲渡の理由」を補足する資料を添付すること。

様式第 12（第 11 条関係）

20〇〇年 月 日

公益財団法人地球環境センター
理事長 鈴木 直 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 5 年度から令和 7 年度度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技術導入事業）
完了実績報告書

20〇〇年 月 日付け GEC 第 号で交付決定の通知を受けた令和 5 年度から令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技術導入事業）を完了（中止・廃止）しましたので、令和 5 年度から令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技術導入事業）交付規程交付規程（以下「交付規程」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 国名及び事業名
- 2 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円(20〇〇年 月 日 GEC 第 号)
(うち消費税及び地方消費税相当額 金 円)
- 3 補助事業の実施状況
別紙 1 実施報告書のとおり
- 4 補助金の経費収支実績
別紙 2 経費所要額精算調書のとおり
- 5 補助事業の実施期間
20〇〇年 月 日 ~ 20〇〇年 月 日
- 6 添付資料
(1)完成図書（各種手続等に係る書面の写しを含む。）
(2)写真（工程等が分かるもの）
(3)その他参考資料（領収書等含む。）
- 7 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

以 上

注1 交付規程第3条第2項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

2 別紙2(8)の(補助率)については、中小企業者の場合は補助率2/3を、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者以外の者の場合は金額に応じ補助率1/2又は1/3を使用すること。

別紙 1

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業）
実施報告書

国名及び事業名	和文名： 英文名：		
代表事業者名	和文名： 英文名：		
代表事業者 の連絡先	氏名（責任者）	部署名・役職名	所在地
	電話番号	E-mail アドレス	〒
	氏名（窓口）	部署名・役職名	
	電話番号	E-mail アドレス	〒
	共同事業者名①		
共同事業者 の連絡先	氏名（責任者）	部署名・役職名	所在地
	電話番号	E-mail アドレス	
共同事業者名②			
共同事業者 の連絡先	氏名（責任者）	部署名・役職名	所在地
	電話番号	E-mail アドレス	
事業の主たる実施 場所（所在地）			
< 1. 事業の目的・概要・経緯 >			
(1) 事業目的			
(2) 事業概要			
(3) 事業経緯（事業の成り立ち、背景等）			
< 2. 事業計画に対する実証成果 >			
(1) 導入する先進的な脱炭素技術の内容 【対象国での JCM の実績が無いことの確認、NDC 含む国家戦略等との合致度】			
【技術の概要及び国内外における実証結果】			

【対象とする国における JCM 事業化・普及の見込み】

- (2) 実証する目的、課題、実証項目、その実証方法の詳細とその結果及び評価
- (3) CO₂及びGHG排出削減の仕組み（リファレンスとの違い）、実証期間中の方法論開発状況
- (4) 事業実施の前提となる許認可取得と関連契約等の締結状況
- (5) 事業の実施体制と役割分担
- (6) 導入設備の運営維持管理体制及びモニタリングの実施体制

< 3. 事業の資金計画の成果 >

- (1) 事業の資金計画
 - 1) 資金調達先・支出割合
 - 2) 各資金調達先（自己資金の場合を含む）の意志決定状況
 - 3) JICA、政府系金融機関等の出資・融資を受ける事業との連携の有無と協議状況
 - 4) 他の補助金との関係

< 4. 事業の性格への成果 >

- (1) 事業の公益性ならびに環境・社会経済への影響
- (2) 持続可能な開発やSDGs への貢献（ジェンダー・ガイドラインについても参照の上、記載すること）

< 参照リンク >

・JCM 設備補助事業ジェンダー・ガイドライン：
https://www.env.go.jp/earth/Gender_Equality_Guidelines%28JP%29.pdf

(3) 人権デュー・ディリジェンスの対応等（「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)」（令和2年10月ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議策定）を確認の上、対応を講じた場合、以下をチェッ

クすること。)

- 「「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)」を踏まえ、本事業の実施において、人権デュー・ディリジェンスのプロセスを導入すること、サプライチェーンにおけるものを含むステークホルダーとの対話を行う等の適切な対応を講じている

< 5. 補助対象経費に含まれる設備・機器、工事などの調達状況 >

(1) 補助対象経費に含まれる設備・機器等の中に、補助対象事業者自身から調達するものが

① 含まれる

・該当する設備・機器の名称：

()

② 含まれない

(2) 国際コンソーシアム構成員からの製品等の調達

設備1：[〇〇] 調達先 []

設備2：[〇〇] 調達先 []

工事1：[〇〇] 調達先 []

< 6. JCM 事業化時の実施計画への実証成果の反映 >

(1) 事業化時の事業プラン (原料調達、製造、販売、運転、MRV 含めての計画)

(2) 選定するパートナー

(3) 事業体制 (上記(1)を実現するための体制)

(4) 事業化に必要な土地及び許認可の取得計画

(5) 経済性 (原料調達、製造・販売計画を踏まえての利益計画及び IRR)

1) 補助事業に関する資金回収・利益の見通し

2) 投資回収年数(補助金なし) 年

3) 投資回収年数(補助金あり) 年

4) 内部収益率(補助金なし) %

5) 内部収益率(補助金あり) %

(6) 事業化に必要な資金額とその調達計画

(7) 運転、保守、MRV の体制

(8) 事業化スケジュール

(9) 事業実施にあたり想定される課題、リスクとその対処方法

(10) JCM 設備補助事業や民間 JCM 等への申請見込

< 7. 実証期間中の GHG 排出削減効果 >

(1) GHG 排出削減量算出の基本的な考え方

(2) 実証期間中のエネルギー起源二酸化炭素 (CO2) 及び温室効果ガス (GHG) の排出削減量

① CO2 排出削減量 : _____ [tCO2]

② GHG 排出削減量 : _____ [tCO2]

(3) CO2 削減効果の算定根拠

令和 5 年度～令和 7 年度 JCM 設備補助事業の排出削減量算定ファイル (01～17)

(<https://gec.jp/jcm/jp/kobo/mp230406/>) を使用する。

< 8. JCM 事業化時の GHG 排出削減効果 >

(1) GHG 排出削減量算出の基本的な考え方

(2) 事業化時のエネルギー起源二酸化炭素 (CO2) 及び温室効果ガス (GHG) の排出削減総量

① CO2 年間排出削減量 : _____ [tCO2/年]

② GHG 年間排出削減量 : _____ [tCO2/年]

③ CO2 排出削減総量 : _____ [tCO2] = ① × 法定耐用年数 [年]

④ GHG 排出削減総量 : _____ [tCO2] = ② × 法定耐用年数 [年]

(3) 事業化時の CO2 及び GHG の排出削減総量に係る費用対効果

⑤ CO2 削減費用対効果 :

_____ [円/tCO2] = 事業化時の補助金所要額 [円] ÷ CO2 排出削減総量 [tCO2]

⑥ GHG 削減費用対効果 :

_____ [円/tCO2] = 事業化時の補助金所要額 [円] ÷ GHG 排出削減総量 [tCO2]

(4) CO2 削減効果の算定根拠

令和 5 年度～令和 7 年度 JCM 設備補助事業の排出削減量算定ファイル (01～17)

(<https://gec.jp/jcm/jp/kobo/mp230406/>) を使用する。

- 法定耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を適用。

附則別表	種類	細目	耐用年数
別表〇			〇年

< 9. 事業の実施スケジュール結果、JCM 設備補助事業への応募スケジュール >

-
-
-

詳細は別途作成の事業実施スケジュール参照。

注1 本計画書に、設備のシステム図・配置図・仕様書、記入内容の根拠資料等を添付する。

注2 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

別紙2

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
 (二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業)
 に要する経費所要額精算調書

国名及び事業名

1. 経費実績額

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 実支出額	(5) 交付決定通知 (最新)の補助 基本額
円	円	円	円	円
(6) 選定額 (4)と(5)を比較し て少ない方の額	(7) 補助基本額 (3)と(6)を比較し て少ない方の額	(8) 補助金の額(実 績額) (7) × (補助率) ※千円未満切捨て	(9) 交付決定通知 (最新)の補助 金の額	(10) 過不足額 (9) - (8)
円	円	円	円	円

2. 補助対象経費支出額内訳

経費区分・費目	金額 (円)				積算内訳	参照資料
	1年目	2年目	3年目	合計		
(記載例)						
工事費	○○○	○○○	○○	○○○		
本工事費	○○	○○○	○			
材料費	○○	○○○	○			
付帯工事費	○	○○○	○○			
設備費						
業務費						
労務費・賃金						
旅費						
委託費						
事務費						
小計 (補助対象経費支出額)					適用レート	
補助金交付申請額 (補助金所要額)					備考	
	1年目	2年目	3年目	合計		
(5) 交付決定通知(最新)の 補助基本額						
(7) 補助基本額						
補助基本額 × 補助率						
(9) 交付決定通知(最新)の 補助金の額						
(8) 補助金の額(実績額)						
概算払受領済額						
差引請求額						
不用額						

注 本調書に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

20〇〇年 月 日

公益財団法人地球環境センター
理事長 鈴木 直 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 5 年度から令和 7 年度度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業）
年度終了実績報告書

20〇〇年 月 日付け GEC 第 号で交付決定の通知を受けた令和 5 から令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業）の 20 年度における実績について、令和 5 年度から令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業）交付規程交付規程（以下「交付規程」という。）第 11 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 国名及び事業名

2 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

金 円(20〇〇年 月 日 GEC 第 号)
(うち消費税及び地方消費税相当額 金 円)

3 補助事業の実施状況

※交付規程第 8 条第五号の規定に基づきセンターの指示を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を含む。

4 補助金の経費所要額実績

別紙のとおり

5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)

以 上

経費所要額実績

国名及び事業名

(単位：円)

交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額	
(1)補助事業に 要する経費	(2)交付決定額	(3)事業費 支払実績額	(4)補助金 受入額	(5)補助事業に 要する経費 (1) - (3)	(6)補助金 所要額 (2) - (4)

令和 5 年度から令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業）
交付額確定通知書

補助事業者 殿

20〇〇年 月 日付け GEC 第 号で交付決定した令和 5 年度から令和 7 年度から二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業）については、20〇〇年 月 日付けの完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、令和 5 年度から令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第 12 第 1 項の規定により通知する。

20〇〇年 月 日

公益財団法人地球環境センター理 事 長
鈴木 直

記

国名及び事業名

確 定 額 金 円

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、交付規程第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定により 20〇〇年 月 日までに返還することを命ずる。

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）

(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

以 上

様式第 15 (第 14 条関係)

20〇〇年 月 日

公益財団法人地球環境センター
理事長 鈴木 直 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 5 年度から令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技術導入事業)
精算 (概算) 払請求書

20〇〇年 月 日付け GEC 第 号で交付額確定 (交付決定) の通知を受けた令和 5 年度から令和 7 年度から二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技術導入事業) の精算払 (概算払) を受けるため、令和 5 年度から令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技術導入事業) 交付規程 (以下「交付規程」という。) 第 14 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 国名及び事業名

2 請求金額 金 円

3 請求金額の内訳

(概算払の場合)

(単位: 円)

交付決定額 ①	支出費用状況			概算払 受領済額 ⑤	差引請求額 ④-⑤
	実績額 ②	見込額 ③	合計 ④ = ② + ③		

(精算払の場合)

(単位: 円)

交付決定額	確定額 ①	概算払受領済額 ②	差引請求額 ①-②

4 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

5 概算払を必要とする理由 (概算払の請求をするときに限る。)

6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)

以上

注 交付規程第 3 条第 2 項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。

20〇〇年 月 日

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 5 年度から令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業)
20〇〇年度 事業報告書

20〇〇年 月 日付け GEC 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業）について、令和 5 年度から令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 国名及び事業名
- 2 事業実施による二酸化炭素排出削減効果について
 - (1) 20 年度二酸化炭素排出削減量（実績）
 - (2) 完了実績報告書における二酸化炭素排出削減量に達しなかった場合の原因
- 3 事業による成果の活用状況 ※設備補助事業の実施見通し、導入技術の普及状況等
- 4 施設の稼働状況、取得財産の管理状況
- 5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - ①責任者の所属部署・職名・氏名
 - ②担当者の所属部署・職名・氏名
 - ③連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

以 上

注 1 様式第 16 は参考書式であり、事務の簡素化の観点から、任意の様式・提出方法を指定する場合がある。

注2 交付規程第3条第2項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。